

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成19年3月分)について

(1) 問い合わせ件数

平成19年3月1日～平成19年3月31日

81 件

* トランス脂肪酸関係 5件

* 食品添加物 6件

(2) 内訳

食品安全委員会関係	22 件
食品の安全性関係	10 件
食品一般関係	47 件
その他	2 件

(3) 問い合わせの多い質問等

【食品安全委員会関係】

Q . 自ら評価の候補に挙げられていた「食品への放射線照射」については、どのような取り扱いに決まったのですか。

A . 「食品への放射線照射に関する食品健康影響評価」については、平成19年3月15日の第182回食品安全委員会会合において審議された結果、自らの判断によるリスク評価は行わないが、引き続き情報収集に努めることになりました。

これは、平成18年12月4日に開催された第17回企画専門調査会において、「食品への放射線照射に関する食品健康影響評価」について、自ら評価の候補案件として選定することとされたのを受けたものです。

食品への放射線照射については、食品衛生法において原則禁止されていますが、厚生労働大臣が特別に基準を定めた食品については、放射線照射が認められており、現在、発芽防止の目的でのばれいしょへの放射線照射のみが認められています。

食品への放射線照射の現状や課題については、平成18年10月、原子力委員会

において、同委員会食品照射専門部会が取りまとめた報告書の考え方は尊重すべきものと評価するとともに、厚生労働省等において、食品安全行政の観点等から取組を進めることが必要と考えるなどの決定が行われました。

今後、食品安全委員会では、実際に放射線照射を食品に利用している海外から専門家を招くなどして情報収集を行ったり、その知見を国民の皆様を紹介することを検討することとしています。